

いまさら聞けないこと

#5 『制度』

千葉県支部

赤松裕介（社会福祉士）

パーキンソン病患者の方が利用している公的な諸制度の中で、一番利用数が多いのは『介護保険』、次に多いのは『指定難病医療費助成』かと思いますが、実はそれ以外にも使える制度は多岐に渡っており、患者さんの病状や年齢、生活状況に応じて様々な制度を利用できたりします。

パーキンソン病患者が使える主な制度（内容別）

< お金関係（支払いが減る） >

- ・ 指定難病医療費助成
- ・ 重度心身障害者医療費助成
- ・ NHKやタクシー、高速道路等各種減免や割引

< 日常生活 >

- ・ 駐車禁止除外指定
- ・ パーキングパーミット

< お金関係（もらえる） >

- ・ 傷病手当金 ・ 障害年金
- ・ 難病者援護金

< 介護保険（40歳以上） >

- ・ リハビリやショートステイ
- ・ デイサービスやヘルパー
- ・ 車イス等のレンタル
- ・ 介護施設への入居

< お仕事関係 >

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 就労支援（A型、B型、移行、定着）
- ・ 障害者雇用 ・ ジョブコーチ

< 各種相談窓口 >

- ・ 保健所 ・ 患者会
- ・ 難病相談支援センター
- ・ 地域包括支援センター

※ 相談窓口以外は各制度毎に利用可能かの基準があります。

制度利用には大きく分けて4つの区分がある

1. 身体障害者手帳が必要なもの
2. 特定医療費受給者証が必要なもの
3. 介護認定が必要なもの
4. その他（年金など制度ごとに独自の基準）

特定医療費受給者証に該当していても
介護認定に該当しない場合があるなど
該当するための基準が全く異なる点に注意。



注) 特定医療費受給者証 = 指定難病医療受給者証

【認定基準】

1. 身体障害者手帳 → **永続的な機能障害(治らないこと)に対して**の認定
肢体不自由(体幹機能)の基準例
3級：(杖等を使わず)100m以上の歩行不能 or 片足立ちが出来ない
5級：(杖等を使わず)2 km以上の歩行不能
2. 特定医療費受給者証 → 患者の**医療の確保と生活の質の向上(助成)**が目的
①「医師の判定がヤールⅢ以上かつ生活機能障害Ⅱ度以上」or
②「難病の医療費総額(10割換算)が33,330円を超える月が年3回以上」
※医師が「難しい」と言っている場合、②を満たしていれば支給対象
3. 介護認定が必要なもの → **介護(周囲の手間)がどれだけ必要か**の認定
日常生活上の手間を数値化し、介護度毎に基準時間を設ける
要介護1：1日に32分以上～50分未満
要介護2：1日に50分以上～70分未満

なお、障害者総合支援法による障害福祉サービスについては、今回あえて就労支援しか載せていません。これは、「①障害福祉サービスと介護保険で同様のサービスがある場合は介護保険が優先」「②介護保険は本来は65歳以上でないと申請できないが、パーキンソン病患者は40歳から申請可能」のため、就労支援以外のほとんどの障害福祉サービスが利用出来ないためです。

各制度を利用するための要件と主な相談窓口は以下の通りです。

(「市町村の〇〇課」は市町村により名称が異なりますのでご注意ください)

<障害者手帳が必要>

※パーキンソン病で一般的な身体障害「肢体不自由(体幹機能障害)」の場合

制度	要件	相談窓口
身体障害者手帳	1～3級、5級の4段階の各基準に該当(4級は無い)	市町村の障害者福祉課
後期高齢者医療制度への加入	3級以上かつ 65歳～74歳 ※人によっては加入により逆に負担額が増えることがあるので、担当課での試算をお勧めします	市町村の国民健康保険課
駐車禁止除外指定	3級以上	最寄の警察署
重度心身障害者医療費助成	2級以上かつ 65歳までに手帳を取得	市町村の障害者福祉課
NHK放送受信料免除	<全額免除> 5級以上かつ 世帯全員が非課税 <半額免除> 2級以上かつ 患者が世帯主で契約者	市町村の障害者福祉課
タクシー料金(10%割引)	5級以上	タクシーの乗車時に提示
自家用車燃料補助 or タクシー料金(市町村独自)	3級以上 (一部の市町村では2級以上) ※燃料かタクシーかを選択 ※市町村により補助の上限が異なるので注意	市町村の障害者福祉課
JRや私鉄各線(50%割引)	<患者1人だけ> 3級以上かつ 距離が100km超 <患者と介護者の2人> 3級以上	各駅の窓口で提示
高速道路割引	<本人が運転> 5級以上 <家族が運転> 3級以上	市町村の障害者福祉課
障害者雇用	企業等で障害者枠で働く場合(就労支援を除く) ・3級以上 or 重複3級で200%換算 ・週30時間未満の勤務50%換算	勤務先の人事担当
航空会社や携帯電話各社	障害者割引より他の割引の方が安いので割愛	

< 特定医療費受給者証が必要 >

制度	要件	相談窓口
指定難病医療費助成 (特定医療費受給者証)	医師が重症と判定、もしくはパーキンソン病関連の医療費総額(10割換算)が33,330円を超える月が1年に3ヶ月以上	保健所 or 主治医
難病者援護金	※市町村により金額や対象者に差があり、実施していない市町村もあります	市町村の障害者福祉課
パーキングパーミット	受給者証がない人は介護認定でもOK(基準は市町村によって異なる)	市町村の障害者福祉課

< 介護認定が必要 > ※40歳以上で申請可能

制度	要件	相談窓口
介護保険	非該当から要介護5までの8段階で介護度の各基準に 応じて 使えるサービスや量に差がある	市町村の介護保険課 or 地域包括支援センター

< その他 >

制度	要件	相談窓口
障害基礎年金	2級以上かつ初診が65歳未満 ※身体障害者手帳とは別基準 ※老齢年金との重複不可	市町村の国民年金課 ※専業主婦・主夫の場合は年金事務所
障害厚生年金	3級以上かつ初診が65歳未満 ※身体障害者手帳とは別基準 ※老齢年金との重複不可	年金事務所 or 年金相談センター
傷病手当金 ※自営業は不可	健康保険の被保険者かつ就職後に発症し、就業ができない場合(最長1年6ヶ月)	お勤め先の健康保険組合
就労支援 (A型・B型・移行・定着)	市町村の判断(障害者手帳も特定医療費受給者証も不要の場合もあるので先に要相談)	市町村の障害者福祉課

※ 障害基礎年金・障害厚生年金については手続きが煩雑なため、自分では難しいと感じたら、社会保険労務士にお金を払って依頼するのも有効かと思えます(手付金+支給初回時に出来高報酬となることが多いです)。